

国際医療福祉大学学会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、国際医療福祉大学学会と称する。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、保健・医療・福祉の進歩、啓発、連携を図ることを目的とする。

第3章 会員

(構成)

第3条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員
 - (2) 学生会員
 - (3) 賛助会員
- 2 正会員とは以下の者をいう。
- (1) 国際医療福祉大学の教員職位を有する者
 - (2) 本会の目的に賛同するもので保健・医療・福祉に関心がある研究者もしくは実践家であり、所定の会費を納入した個人
- 3 正会員は総会に出席し、議決権を行使することができる。
- 4 正会員は、学会誌に投稿し、学術大会で発表し、学会誌等の配布を受けることができる。
- 5 学生会員とは大学院に在学する学生および大学院修了後または博士課程満了後1年以内の者をいう。
- 6 学生会員は総会への出席および議決権の行使はできない。年会費を納付することで、発表、演題応募に加え、学会誌を受取ることができる。
- 7 賛助会員とは、本会の目的に賛同する個人または団体で、理事会の承認を得た者をいい、学会誌等の配布を受けることができる。
- 8 会員に関するその他条項は細則で定める

第4章 役員

(構成)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 理事15名程度。
- (3) 監事2名
- (4) 事務局長1名
- (5) 評議員定数は、別に定める。

(役員選出)

第5条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 会長は、学長をもって充てる。
- (2) 理事及び監事は、評議員のうちから選出し、理事会の推薦を受け、総会での承認を得る。
- (3) 事務局長は会長が委嘱する。

- (4) 評議員は正会員の中から選出する。
- (5) 役員を選出に関する細則は、別に定める。

(任期)

第6条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

(職務)

第7条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 理事は理事会を組織し会務を執行する。
- (3) 監事は本会の会計、資産および会務内容を監査する。
- (4) 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ本会の重要事項を審議する。

(学術大会長)

第8条 学術大会長は、正会員の中から選出し、理事会の推薦を受け、総会での承認をうる。

- 2 学術大会長の任期は当該学術大会の前の学術大会終了日の翌日から当該学術大会終了日までとする。

第5章 会議

(構成)

第9条 本会に次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 総会

(理事会)

第10条 理事会は、会長が招集しその議長となる。

- 2 理事会は年1回以上開催する。ただし理事の3分の1以上からの請求および監事からの請求があった時は、会長は臨時にこれを開催しなければならない。
- 3 理事会は理事の過半数の出席をもって成立する。その場合、委任状による出席（電磁的手法を含む）も可とする。

(評議員会)

第11条 評議員会は、会長が招集する。評議員会の議長は、その都度、会長が出席評議員のうちから選出する。

- 2 評議員会は、毎年1回以上開催し、評議委員の過半数の出席をもって成立する。

(総会)

第12条 総会は、会長が招集する。総会の議長は、その都度、会長が出席正会員のうちから選出する。

- 2 総会は、会員現在数の10%以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。
- 3 通常総会は、毎年学術大会の中において開催する。
- 4 臨時総会は、理事会が必要と認めた時、会長が招集して開催する。

(議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会則変更に関する事項

(4) その他会長または理事会が必要と認める事項

第6章 学術大会

(開催)

- 第14条 学術大会は、学術大会長が主催して開催する。
- 2 学術大会の運営は大会長が裁量する。
 - 3 学術大会の講演抄録は学会誌に掲載する。

第7章 学会誌

(発行)

- 第15条 学会誌を発行するため本会に編集委員会を置く。
- 2 編集委員会の委員長及び委員は、正会員のうちから会長が委嘱する。任期は2年とし、再任を妨げない。

第8章 会計

(運営費用)

- 第16条 本会の費用は、会費その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 本会の予算および決算は、評議員会および総会の承認を受け、学会誌に掲載しなければならない。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は各年4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

(大会費用)

- 第18条 学術大会の費用は年会費および大会参加費をもって充てる。ただしその決算報告は理事会にて行う。

(事務局)

- 第18条 本会の事務局は、国際医療福祉大学内に置く。
- 2 事務局の運営に関しては、学会細則に定める。

第9章 会則変更

(必要事項)

- 第19条 本会則の変更は、理事会および評議員の議を経たのち総会の承認をうることを必要とする。

第10章 雑則

(その他の事項)

- 第20条 この会に定めるものの他、本会の運営に定める必要な事項は、別に定める。

附則 この会則は、平成24年8月1日から施行する。

附則 この会則は、平成26年6月1日から施行する。